

飛騨市避難行動要支援者支援計画

平成30年4月策定

令和2年4月改定

令和3年7月改定

目次

1	基本方針	1
1.	基本的な考え方	1
2.	避難支援の対象	2
	(1) 要配慮者	2
	(2) 避難行動要支援者	2
3.	避難支援等関係者	3
	(1) 避難支援等関係者	3
	(2) 役割	3
4.	避難支援者	3
	(1) 避難支援者	3
	(2) 役割	3
2	名簿及び個別支援プランの整備	4
1.	情報の収集と共有	4
	(1) 情報収集	4
	(2) 情報管理	4
2.	名簿の作成	4
	(1) 対象者名簿の作成	4
	(2) 同意者名簿	5
	(3) 名簿の作成と配布	5
3.	個別支援プランの作成	5
	(1) 要支援者情報	5
	(2) 避難支援情報	5
4.	名簿及び個別支援プランの更新・管理	6
3	個別支援計画の策定	7
1.	個別支援計画の基本方針	7
	(1) 個別支援計画の策定方法	7
	(2) 個別支援計画の策定範囲	7
	(3) 個別支援計画の共有範囲	7
4	避難支援体制	7
1.	自助・共助・公助の取り組み	7

(1)	要援護者本人と家族の役割（自助）	7
(2)	地域の役割（共助）	8
(3)	市の役割（公助）	8
2.	地域における支援体制の構築	10
(1)	区、自治会への加入促進	10
(2)	連絡網の整備	10
(3)	防災訓練の実施	10
3.	情報伝達	10
(1)	情報伝達手段	10
(2)	情報伝達体制	11
(3)	避難に関する情報の種類	11
4.	避難誘導の手順・経路等	12
5.	避難所環境の整備	12
(1)	要配慮者受け入れ体制の整備	12
(2)	福祉避難所の確保・周知	12
(3)	福祉避難所の活用	12
6.	避難所環境の整備	12
(1)	要配慮者の実態把握	12
(2)	要配慮者の健康状態の把握	12
(3)	要配慮者の福祉避難所等への搬送	12
(4)	要配慮者のための情報機器等の設置	13
(5)	手話奉仕員等の派遣	13

1 基本方針

1. 基本的な考え方

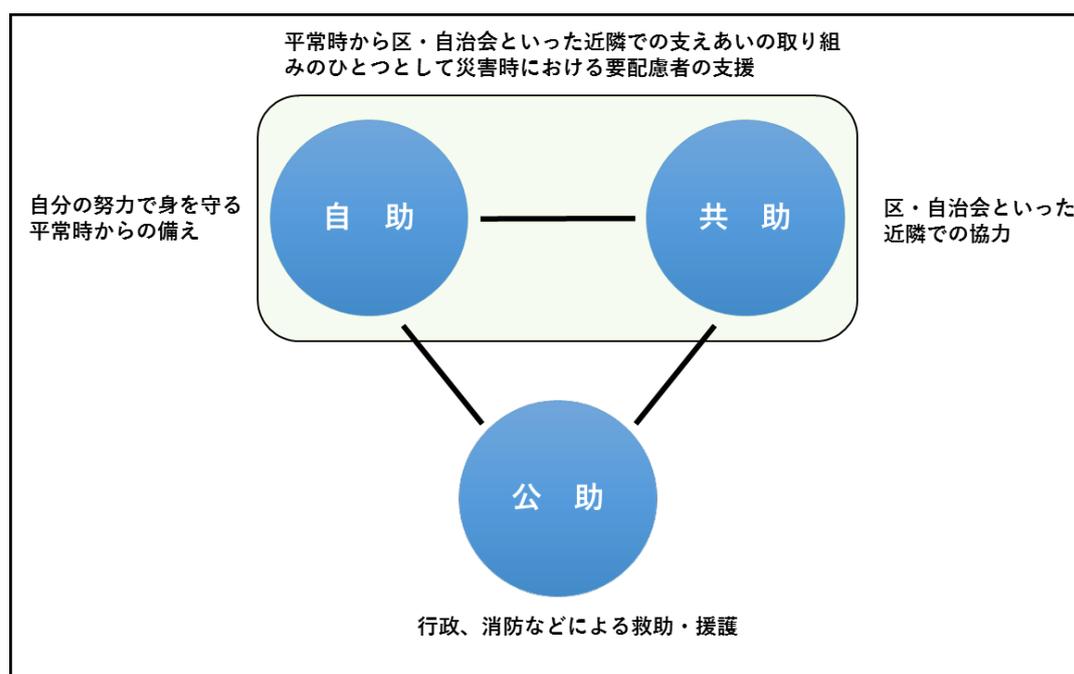
災害時にはまず自分の身を守る行動をとることが重要であります。自ら避難に関する情報を受信し、安全な場所に避難するといった一連の避難行動をとることが困難な高齢者、障がい者等は地域による支援が必要です。

平成23年の東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。このような状況の中、当市では高齢化の進展が著しく、約3世帯に1世帯が高齢者世帯という現状にあり、高齢者等が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要となります。

そのためには、各地域において、災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、日常の状況把握に努め、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかなどを定めておく必要があります。

この計画は、災害対策基本法及び飛騨市地域防災計画に基づき、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、主として指定避難所までの第1次(初動)避難に係る基本的な考え方や進め方を中心にまとめたものです。

また、平常時における区、自治会など地域での見廻り、見守り活動など取り組みを踏まえつつ、高齢者等の支援は、自助・地域(近隣)の共助を基本とします。



2. 避難支援の対象

(1) 要配慮者

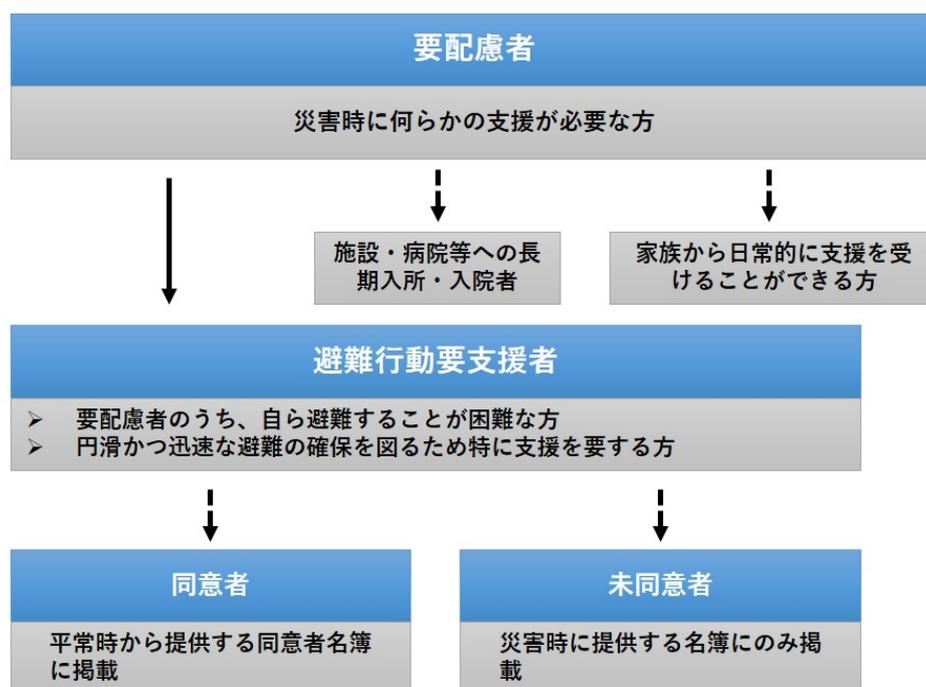
災害時に何らかの支援が必要な方をいい、これまでの飛騨市災害時要援護者支援制度における災害時要援護者のことをいいます。高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の特に配慮を要する方が対象となります。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方をいいます。ただし、家族から日常的に支援を受けることができる方又は施設・病院等への長期入所・入院者を除きます。

避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）とは、主として次の方を対象とします。

- ①要介護認定の介護度が3～5の者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所有する肢体不自由障害の身体障害者
- ③療育手帳Aを所有する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者であって、単身世帯のもの
- ⑤市の地域生活支援事業を受けている難病患者
- ⑥上記以外で市長又は避難支援等関係者が支援の必要を認めた者



※これまでの災害時要援護者登録台帳に登録されていた方は、同意者に含む

3. 避難支援等関係者

(1) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者のことをいい、本市においては次のとおりとします。

- ①区、自治会
- ②民生委員・児童委員
- ③社会福祉協議会
- ④自主防災組織
- ⑤福祉委員
- ⑥消防機関
- ⑦警察機関
- ⑧医療機関

(2) 役割

日頃からの声かけ、安否確認等を通じて要支援者の見守り活動を行う等、他の避難支援者等関係者と連携して要支援者の心身の状況把握に努めます。

また、区、自治会、民生委員・児童委員等の地域における避難支援者等関係者については、市から配布される名簿により要支援者本人や避難支援者とともに災害時の支援体制を協議し、避難支援等関係者を交代する際には、名簿を引き継ぐものとします。

4. 避難支援者

(1) 避難支援者

災害時に要支援者に対して直接の避難支援を行うものとして、地域においては次の方が候補に挙げられます。

- ①近隣住民
- ②区、自治会の構成員
- ③消防団
- ④その他、避難支援が可能な者

(2) 役割

避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保を最優先とし、災害発生時に可能な範囲で避難支援を行います。ただし、避難支援者は災害時の避難行動の支援に法的な責任や責務を負うものではありません。

2 名簿及び個別支援プランの整備

1. 情報の収集と共有

災害時に要支援者の避難支援を行うためには、平常時からの要支援者の把握と避難支援等関係者間の情報共有が必要になります。そのため、避難支援等関係者は日頃から地域での見守り活動等を通して、要支援者の情報収集に努めます。

(1) 情報収集

市は、要配慮者に関する情報を災害対策基本法の規定により、行政内部で目的外利用（福祉目的の情報を防災目的に）することができます。また、市で配置する地域見守り相談員による個別訪問による情報収集や、避難支援等関係者から寄せられる要支援者の情報も収集し、地域が実態に即した支援を行うことができるように情報を取りまとめます。

(2) 情報管理

市は、飛騨市個人情報保護条例及び飛騨市情報セキュリティーポリシーに基づき適切な情報の管理を行います。名簿情報及び個別支援プランの提供にあたっては、名簿情報及び個別支援プランの漏洩防止のための必要な措置（提供地域の限定、複製の禁止、取扱者の限定、使用後の適切な破棄、市への返却等）を講じたうえで提供します。

避難支援等関係者は、市から提供を受けた情報を厳重に管理しなければなりません。また、正当な理由なく当該名簿情報に関して知り得た秘密を漏らしてはいけません。

2. 名簿の作成

市は、要支援者の避難誘導、安否確認、避難所での支援を行うため、避難支援等関係者と情報共有する必要があります。市関係部局間にて連携して、要支援者への迅速な避難支援を目的に名簿を作成します。

(1) 対象者名簿の作成

市は、本人の同意の有無に関わらず、要支援者の対象者名簿を作成します。名簿に記載する事項は次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①氏名・生年月日・性別②住所又は居所③電話番号その他の連絡先④避難支援等を必要とする事由⑤その他避難支援等の実施に必要な事項 |
|--|

(2) 同意者名簿

市は、避難行動要支援者名簿のうち、災害時の支援を希望し、避難支援等関係者に情報を提供することに同意を得た方の名簿(同意者名簿)を作成します。

また、要配慮者のうち、自ら避難することが困難の為、名簿登録を希望される方(手上げ方式)も同意者名簿に登録します。なお、これまでの災害時要支援者登録台帳に登録されていた方は、同意者名簿に含みます。

(3) 名簿の作成と配布

市は、平常時から同意者名簿を作成し、避難支援等関係者のうち、区、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に毎年6月1日時点での名簿を配布して情報を共有します。災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、対象者名簿を避難支援等関係者等に提供し、避難支援に活用します。

3. 個別支援プランの作成

同意者名簿に掲載されている要支援者の災害時の支援体制を、区、自治会、民生委員・児童委員、要支援者本人等と協議し、要支援者一人ひとりの個別支援プランを作成します。

(1) 要支援者情報

地域見守り相談員や民生委員・児童委員が訪問により情報収集を行います。個別支援プランに記載する基本情報は次のとおりとします。

- ①氏名・生年月日・性別
- ②住所又は居所
- ③区、組、班、自治会名等
- ④電話番号その他の連絡先
- ⑤緊急連絡先
- ⑥障害状況・障害手帳情報・介護度
- ⑦かかりつけ医療機関
- ⑧持ち出し品

(2) 避難支援情報

区、自治会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が要支援者と話し合い個別支援プランを作成します。

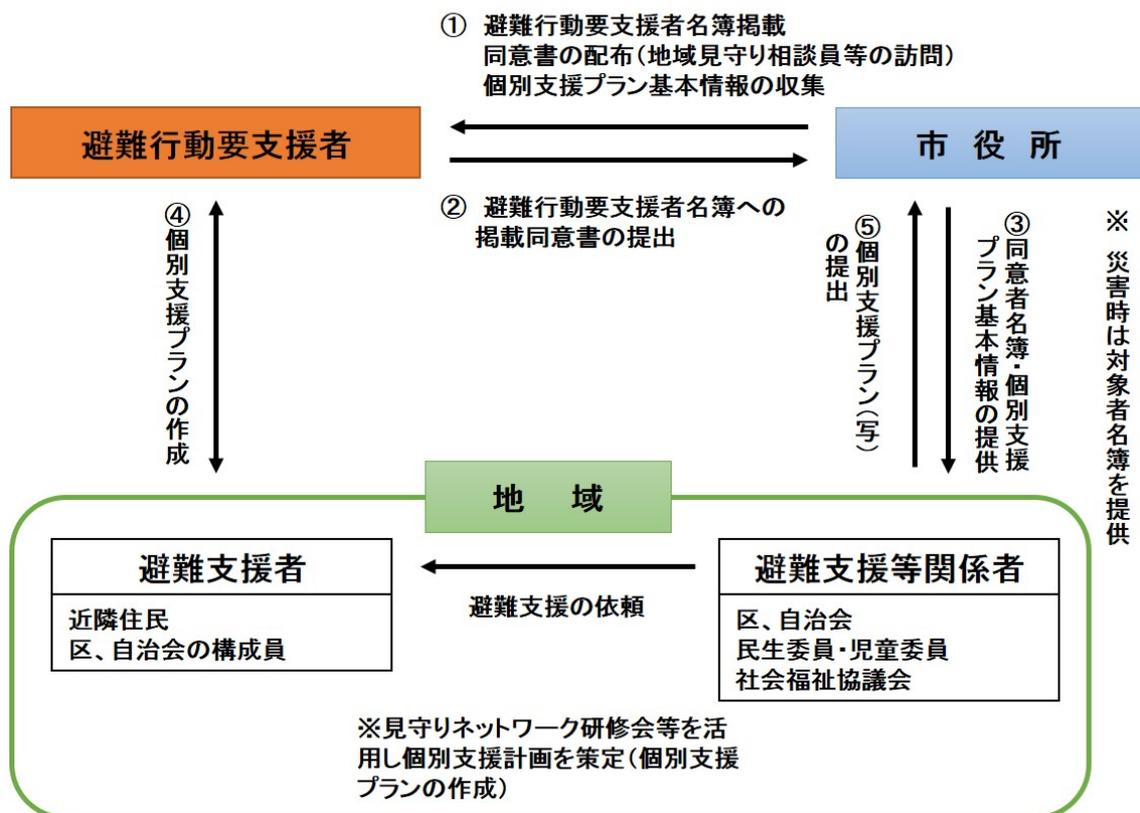
個別支援プランに記載する避難支援者の情報は次のとおりとします。

- ①避難支援等関係者の氏名、住所、電話番号、携帯番号、関係等
 - ②想定される避難所
 - ③避難時に必要な支援等
- ※避難支援等関係者は災害発生時（初動）に対応可能な方とし、2名記載します。

4. 名簿及び個別支援プランの更新・管理

名簿及び個別支援プランについては、災害時における迅速かつ適切な避難を行うため、避難支援等関係者の協力を得て、年に1回社会福祉協議会が主催する、見守りネットワーク研修会を活用し更新を行います。ただし、常に最新の情報となるように、要支援者や避難支援等関係者からの申請がある場合は随時対応します。

避難行動要支援者避難支援計画の流れ



3 個別支援計画の策定

1. 個別支援計画の基本方針

災害発生又はその可能性が高まったときに、要支援者の避難誘導などを迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておく必要があります。

このため、同意者名簿等の情報に基づき、区、自治会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者、避難支援者、要支援者の三者にて話し合い、個別支援プランを作成し、個別支援計画を策定します。また、個別支援計画策定作業を円滑に行うため、事前作業として、社会福祉協議会が主催する、見守りネットワーク研修会の中で、避難支援等関係者等で話し合いを行います。

(1) 個別支援計画の策定方法

個別支援計画は、要支援者本人と避難支援等関係者など実際に避難支援に携わる関係者が中心となって、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら策定します。

(2) 個別支援計画の策定範囲

個別支援計画は、同意者名簿に掲載されている要支援者全員について作成します。

(3) 個別支援計画の共有範囲

個別支援計画の情報共有の範囲については、避難支援等関係者のうち、社会福祉協議会、区、自治会、民生委員・児童委員とし、行政内部では、総務部、市民福祉部、消防本部とします。

4 避難支援体制

1. 自助・共助・公助の取り組み

災害時に適切な避難行動をとるためには、平常時から市民一人ひとりが高い防災意識をもち、自分の身の安全を守るために取り組むことが大切であり、自助・共助・公助としてそれぞれ役割をもつものとします。

(1) 要支援者本人と家族の役割（自助）

- ・近所の人たちとコミュニケーションをとるよう努めます。
- ・区、自治会に加入し、地域活動に参加するよう努めます。
- ・積極的に防災訓練に参加する等して、心身状況や必要な支援内容を周囲に伝

えます。

- ・かかりつけの医療機関や主治医名、普段服用している薬が緊急時に伝えられるようメモを身につけます。
- ・防災情報を受信できるよう、積極的に情報受信手段を準備します。
- ・家族で支え合い行動できるよう、災害時の役割や行動について話し合います。

(2) 地域の役割 (共助)

<平常時>

- ・声かけや見守り活動を通して要支援者との信頼関係を築くよう努めます。
- ・防災訓練を通して要支援者の避難支援体制の確認を行います。
- ・住民間で情報交換し、近隣の情報収集を行います。

<災害時>

- ・近隣住民で連携して避難行動をとります。
- ・避難情報を要支援者に伝えるとともに、地域住民と協力して、要支援者の避難誘導、安否確認を行います。

(3) 市の役割 (公助)

<平常時>

- ・説明会等を通じて避難行動要支援者支援計画の周知・広報を行います。
- ・地域見守り相談員が独居高齢者世帯や支援が必要な方などの自宅を訪問し、要配慮者の見落としを防ぎます。
- ・同意者名簿を作成し、地域の避難支援等関係者に配布します。
- ・地域で防災訓練を実施する際には、要配慮者支援訓練を取り入れ、地域での支援体制を確認する機会をもつよう啓発します。
- ・避難支援等関係者の連携や活動の支援を行います。
- ・避難支援等関係者から収集した情報は行政内部で共有するとともに、支援機関に情報提供して災害時に活用します。
- ・避難に必要な補助具を整備します。
- ・避難所での受け入れ態勢を整備します。

<災害時>

- ・名簿情報提供の同意・未同意に関わらず対象者名簿を支援機関等に配布し、迅速な安否確認や救助活動に役立てます。
- ・避難に関する情報を要支援者に配慮した伝達手段にて行います。
- ・状況により要配慮者支援班※1を設置し、避難所での支援、必要に応じて福祉避難所※2の開設等を行います。

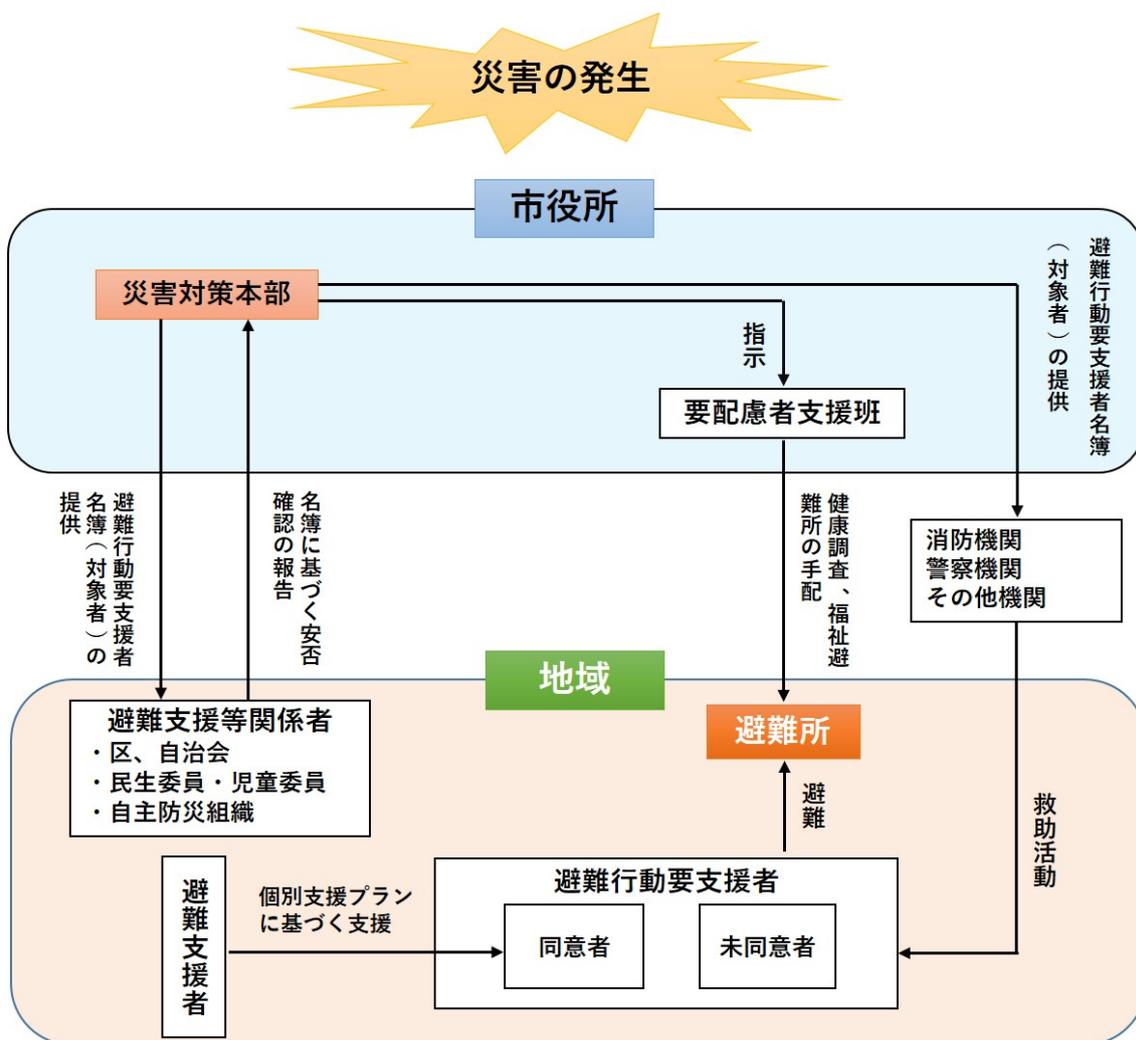
※1 要配慮者支援班とは

避難所にて要配慮者を対象として実態調査、健康調査等を行い、必要に応じて福祉避難所を手配し、移送手段を確保する本市の災害対策本部に属する組織をいいます。

※2 福祉避難所とは

災害時に高齢者や障がい者、妊産婦等、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を必要に応じて受け入れるための避難所をいいます。本市では、主に保健福祉センター、特別養護老人ホーム等を福祉避難所として確保しています。

災害時の支援体制



2. 地域における支援体制の構築

災害時の避難支援体制を確立するためには、平常時からの見守り活動等を通じた顔のみえる関係づくりが必要です。地域においては、避難支援等関係者が連携して支援に取り組むため、以下の事項に取り組むものとします。

(1) 区、自治会への加入促進

地域による支援体制を構築するためには、日頃からの地域のつながりの育成が大切です。要支援者は、地域の連携・協働を目的に結成された住民組織である区、自治会に加入し、近隣住民は要支援者本人に対して区、自治会への加入を勧めるものとします。

(2) 連絡網の整備

避難に関する情報の伝達が迅速になされるよう、区長、自治会長を起点とした連絡網の整備に努めるものとします。

(3) 防災訓練の実施

要支援者の迅速な避難支援のためには、要支援者と避難支援者の間で信頼関係が不可欠となります。

防災訓練には、地域住民や要支援者、避難支援者等関係者が積極的に参加し、対象者名簿や個別支援プランを活用しながら、避難に関する情報の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、迅速な避難支援体制を整備します。

3. 情報伝達

(1) 情報伝達手段

市は、あらゆる手段を用いて避難に関する情報の伝達を行います。地域においては、避難行動をとるための判断や情報の受信ができない者に対して避難の呼びかけを行います。要支援者に対して情報伝達は次の手段によります。

- ①飛騨市防災行政無線
- ②ケーブルテレビ
- ③インターネット
- ④緊急速報メール
- ⑤区、自治会の連絡網
- ⑥ラジオ
- ⑦口頭

(2) 情報伝達体制

避難支援者等関係者は、市が発信する避難に関する情報を受信できるよう要支援者の状況に応じた伝達方法を個別支援プランの中で決定し、災害時には迅速に情報の伝達を行うものとします。

(3) 避難に関する情報の種類

市から避難に関する情報が発令された場合、要支援者は早めの避難行動をとるよう努めます。避難に関する情報にて要支援者がとるべき行動は、次の表のとおりとします。

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	要支援者に求める行動
警戒レベル 1	—	台風の接近や大雨に関する 早期注意情報 (気象庁が発表)	防災気象情報等の最新情報 に注意
警戒レベル 2	—	大雨注意報・洪水注意報が 発表 (気象庁が発表)	ハザードマップ等により災 害リスク、避難場所や避難 経路、避難のタイミング等 の再確認、避難情報の把握 手段の再確認・注意など、 避難に備え自らの避難行動 を確認
警戒レベル 3	高齢者等避難 (市が発表)	要支援者等、特に避難行動 に時間を要する者が避難行 動を開始しなければならない 段階であり、大雨、洪水 警報 (気象台が発表) が発 表される等、人的被害の発 生する可能性が高まった状 況	要支援者等、特に避難行動 に時間を要する者は、計画 された避難場所 (2 階等へ の垂直避難、近隣の安全な 場所) への避難行動を直ち に行う (この段階で、安全な場所 に避難)
警戒レベル 4	避難指示 (市が発表)	通常の避難行動ができる者 が避難行動を開始しなけれ ばならない段階であり、土 砂警戒情報 (気象台が発表) が発表される等、人的被害 の発生する可能性が明らか に高まった状況	通常の避難行動ができる者 は、計画された避難場所 (2 階等への垂直避難、近隣の 安全な場所) 等への避難行 動を直ちに行う
警戒レベル 5	緊急安全確保 (市が発表)	災害発生情報	既に災害が発生している状 況であり、命を守るための 最善の行動

4. 避難誘導の手段・経路等

災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるため避難に関する情報を発令した場合は、地域住民が連携して個別支援プランに基づき避難誘導を行います。

避難支援者は、市があらかじめ確保している一時避難場所に要支援者を避難誘導し、避難支援者が要支援者の身体状況に応じた避難路の選定と搬送方法の確立に努めます。

5. 避難所環境の整備

(1) 要配慮者受け入れ体制の整備

公民館、小・中学校等の避難所については、要配慮者が避難生活をしやすいようなスペースを優先的に確保し提供します。避難所の施設管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努めます。

(2) 福祉避難所の確保・周知

市は、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な配慮者を一時的に収容し、適切な支援をしながら保護するよう、福祉避難所を確保し、要配慮者を含む地域住民に周知します。施設管理者は要配慮者が生活しやすいよう、施設の整備に努めます。

(3) 福祉避難所の活用

市は、要配慮者の要介護認定や障害程度等級を参考として、避難所での生活が困難なおそれのある要配慮者に対しては、避難所において発生する災害関連死等の二次災害を防ぐことを目的として福祉避難所を活用します。

6. 避難所環境の整備

(1) 要配慮者の実態把握

市は、高齢者や障がい者等を対象とした実態調査を実施し、要配慮者の実態を速やかに把握するよう努めます。

(2) 要配慮者の健康状態の把握

市は、実態調査により把握した要配慮者を対象として健康調査を実施します。

(3) 要配慮者の福祉避難所等への搬送

避難所での生活が困難な要配慮者については、必要に応じ、避難支援等関係者が福祉避難所へ搬送します。また、緊急入院が必要な場合については、病院等へ搬送します。

(4) 要配慮者のための情報機器等の設置

市は、聴覚障害者や視覚障害者等の避難している指定避難所に対して、いち早く災害情報を把握できる文字放送テレビやFAX、ラジオ等の機器を設置するよう努めます。

(5) 手話奉仕員等の派遣

市は、実態調査により手話通訳等を必要とする避難所に対しては、ボランティア等の協力による手話奉仕員を派遣します。

飛騨市福祉避難所一覧

令和3年4月1日現在

No.	種別	施設名	住所	連絡先
1	その他社福施設	総合保健福祉センター (ハートピア古川)	古川町若宮二丁目 1 番 60 号	0577-73-6233
2	その他社福施設	神岡町ふれあいセンター	神岡町船津 2122 番地 4	0578-82-6162
3	その他社福施設	河合町保健福祉センター	河合町角川 318 番地	0577-65-2382
4	公民館	宮川町公民館	宮川町林 50 番地 1	0577-63-2311
5	介護医療院	介護医療院たかはら	神岡町殿 1081 番地 19	0577-82-5313
6	特養	岐阜県立飛騨寿楽苑	古川町是重 102 番地	0577-73-3804
7	特養	特別養護老人ホーム飛騨古川 さくらの郷	古川町杉崎 598 番地 1	0577-73-0088
8	特養	地域密着型特別養護老人ホーム 飛騨古川さくらの郷あさぎり	古川町杉崎 598 番地 1	0577-73-0090
9	特養	特別養護老人ホーム たんぽぽ苑	神岡町東町 690 番地 1	0577-82-6500
10	短期入所	旭ヶ丘ショートステイ たんぽぽ苑	神岡町殿 1081 番地 20	0577-82-6501